

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令案新旧対照条文目次

一	土地区画整理登記令（昭和三十年政令第二百二十一号）	1
二	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）	3
三	宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）	9
四	地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）	10
五	地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）	11
六	日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）	12
七	日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）	13
八	日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号）	14
九	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）	15
十	独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）	16
十一	国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）	17
十二	独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）	18
十三	独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）	19
十四	独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）	20
十五	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）	21
十六	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	22

改正案	現行
<p>（保留地等がある場合の申請情報等）</p> <p>第九条 法第九十五条の二の規定により換地計画において参加組合員に對して与えるべき宅地として定められた土地、法第九十六条第一項若しくは第二項、大都市法第二十一条第一項、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号。以下「地方拠点法」という。）第二十八条第一項、復興法第七十七条第一項、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地活性化法」という。）第十六条第一項若しくは高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「移動等円滑化法」という。）第三十九条第一項の規定による保留地又は法第五十五条第一項若しくは第三項に規定する公共施設の用に供する土地がある場合には、換地処分による土地の登記の申請をするときに登記所に提供しなければならない申請情報の内容は、不動産登記令第三条各号（同条第七号にあつては、当該土地についての事項とする。）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 略</p>	<p>（保留地等がある場合の申請情報等）</p> <p>第九条 法第九十五条の二の規定により換地計画において参加組合員に對して与えるべき宅地として定められた土地、法第九十六条第一項若しくは第二項、大都市法第二十一条第一項、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号。以下「地方拠点法」という。）第二十八条第一項、復興法第七十七条第一項、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地活性化法」という。）第十六条第一項若しくは高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号。以下「移動円滑化法」という。）第十三条第一項の規定による保留地又は法第五十五条第一項若しくは第三項に規定する公共施設の用に供する土地がある場合には、換地処分による土地の登記の申請をするときに登記所に提供しなければならぬ申請情報の内容は、不動産登記令第三条各号（同条第七号にあつては、当該土地についての事項とする。）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 略</p>

(保留地等がある場合の登記)

第十四条 前条の規定は、法第九十五条第三項、大都市法第二十条第一項若しくは地方拠点法第二十七条第一項の規定により換地とみなされる土地、法第九十五条の二の規定により換地計画において参加組合員に対して与えるべき宅地として定められた土地、法第九十六条第一項若しくは第二項、大都市法第二十一条第一項、地方拠点法第二十八条第一項、復興法第十七条第一項、中心市街地活性化法第十六条第一項若しくは移動等円滑化法第三十九条第一項の規定による保留地又は法第五十条第一項若しくは第三項に規定する公共施設の用に供する土地がある場合において、当該土地の上に既登記の地役権が存続すべきときについて準用する。

(保留地等がある場合の登記)

第十四条 前条の規定は、法第九十五条第三項、大都市法第二十条第一項若しくは地方拠点法第二十七条第一項の規定により換地とみなされる土地、法第九十五条の二の規定により換地計画において参加組合員に対して与えるべき宅地として定められた土地、法第九十六条第一項若しくは第二項、大都市法第二十一条第一項、地方拠点法第二十八条第一項、復興法第十七条第一項、中心市街地活性化法第十六条第一項若しくは移動円滑化法第十三条第一項の規定による保留地又は法第五十条第一項若しくは第三項に規定する公共施設の用に供する土地がある場合において、当該土地の上に既登記の地役権が存続すべきときについて準用する。

改正案	現行
<p>（特定再開発建築物等の割増償却） 第七条の二 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 法第十四条の二第二項第四号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件（同号に規定する計画が特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）<u>第二条第十七号に規定する特別特定建築物をいう。</u>以下この項及び次項において同じ。）の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第 号）<u>第九条の増築又は改築（以下この項及び次項において「増改築」という。）に係るもの（以下この項及び次項において「増改築に係る計画」という。）である場合において、当該増改築に係る計画に係る特別特定建築物（その増改築に係る部分に限る。）に至る経路において既に第二号に規定する昇降機が設置されているときは、第一号に掲げる要件）とする。</u></p> <p>一 略</p> <p>二 法第十四条の二第二項第四号に規定する計画に係る特別特定建築物に昇降機（その構造及び配置が<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十七条第三項の認定に係る同項第一号に規</u></p>	<p>（特定再開発建築物等の割増償却） 第七条の二 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 法第十四条の二第二項第四号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件（同号に規定する計画が特別特定建築物（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）<u>第二条第三号に規定する特別特定建築物をいう。</u>以下この項及び次項において同じ。）の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第三百十一号）<u>第五条に規定する増築又は改築（以下この項及び次項において「増改築」という。）に係るもの（以下この項及び次項において「増改築に係る計画」という。）である場合において、当該増改築に係る計画に係る特別特定建築物（その増改築に係る部分に限る。）に至る経路において既に第二号に規定する昇降機が設置されているときは、第一号に掲げる要件）とする。</u></p> <p>一 略</p> <p>二 法第十四条の二第二項第四号に規定する計画に係る特別特定建築物に昇降機（その構造及び配置が<u>高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第六条第三項の認定</u></p>

定する基準に適合するものに限る。)が設置されていること。

8 法第十四条の二第二項第四号に規定する政令で定める計画は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十七条第三項の認定を受けた計画(同法第十八条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)が増改築に係る計画である場合の当該計画とし、同号に規定する政令で定めるものは、当該増改築に係る計画に係る特別特定建築物(その増改築に係る部分に限る。)とする。

9 略

(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)

第二十二条 略

2 略

7 法第三十三条第一項に規定する清算金の額に対応するものとして政令で定める部分は、譲渡資産のうち、換地処分により取得した同項第三号に規定する清算金の額が当該清算金の額(中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十九条第一項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二十一条第一項又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第二十八条第一項の規定による保留地が定められた場合には、当該保留地の対価の額を

に係る同項第一号に規定する基準に適合するものに限る。)が設置されていること。

8 法第十四条の二第二項第四号に規定する政令で定める計画は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第八条に規定する計画が増改築に係る計画である場合の当該計画とし、同号に規定する政令で定めるものは、当該増改築に係る計画に係る特別特定建築物(その増改築に係る部分に限る。)とする。

9 略

(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)

第二十二条 略

2 略

7 法第三十三条第一項に規定する清算金の額に対応するものとして政令で定める部分は、譲渡資産のうち、換地処分により取得した同項第三号に規定する清算金の額が当該清算金の額(中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第十三条第一項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二十一条第一項又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第二十八条第一項の規定による

加算した金額)と当該換地処分により取得した法第三十三条第一項第三号に規定する土地等(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十四条第一項に規定する施設住宅の一部等並びに同法第九十条第二項に規定する施設住宅及び施設住宅敷地に関する権利を含む。)の価額との合計額のうちに占める割合を、当該譲渡資産の価額に乗じて計算した金額に相当する部分とする。

8
〜
22
略

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除)

第二十二條の八 略

2
〜
26
略

27 法第三十四条の二第二項第十九号に規定する特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設の設置をする者で同号に規定する政令で定める者は、国、地方公共団体、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十九条第一項に規定する公共交通事業者等(同法第二条第四号イ及びロに掲げる者並びに同号ハに規定する一般乗合旅客自動車運送事業者に限る。)及び国(国の全額出資に係る法人を含む。)又は地方公共団体によりその資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上が出資されている法人とする。

28
〜
31
略

保留地が定められた場合には、当該保留地の対価の額を加算した金額)と当該換地処分により取得した法第三十三条第一項第三号に規定する土地等(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十四条第一項に規定する施設住宅の一部等並びに同法第九十条第二項に規定する施設住宅及び施設住宅敷地に関する権利を含む。)の価額との合計額のうちに占める割合を、当該譲渡資産の価額に乗じて計算した金額に相当する部分とする。

8
〜
22
略

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除)

第二十二條の八 略

2
〜
26
略

27 法第三十四条の二第二項第十九号に規定する特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設の設置をする者で同号に規定する政令で定める者は、国、地方公共団体、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項に規定する公共交通事業者等(同法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる者に限る。)及び国(国の全額出資に係る法人を含む。)又は地方公共団体によりその資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上が出資されている法人とする。

28
〜
31
略

(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等)

第二十九条の二 略

2～6 略

7 法第四十六条の二第二項の表の第五号の中欄に規定する政令で定めるものは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八條第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合する航空機として財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

8～11 略

(特定再開発建築物等の割増償却)

第二十九条の五 略

2～5 略

6 法第四十七条の二第三項第四号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件(同号に規定する計画が特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二條第十七号に規定する特別特定建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第九条の増築又は改築(以下この項及び次項において「増改築」という。)に係るもの(以下この項及び次項において「増改築に係る計画」という。)である場合において、当該増改築に係る計画に係る特別特定建築物(その増改築に係る部分に限る。)に至る経路において既に第二号に規定する昇降機が設置されているときは、第一号に掲げる要件)とす

(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等)

第二十九条の二 略

2～6 略

7 法第四十六条の二第二項の表の第五号の中欄に規定する政令で定めるものは、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第四条第一項に規定する移動円滑化基準に適合する航空機として財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

8～11 略

(特定再開発建築物等の割増償却)

第二十九条の五 略

2～5 略

6 法第四十七条の二第三項第四号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件(同号に規定する計画が特別特定建築物(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第二條第三号に規定する特別特定建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令第五条に規定する増築又は改築(以下この項及び次項において「増改築」という。)に係るもの(以下この項及び次項において「増改築に係る計画」という。)である場合において、当該増改築に係る計画に係る特別特定建築物(その増改築に係る部分に限る。)に至る経路において既に第二号に規定する昇

る。

一 略

二 法第四十七条の二第三項第四号に規定する計画に係る特別特定建築物に昇降機（その構造及び配置が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十七条第三項の認定に係る同項第一号に規定する基準に適合するものに限る。）が設置されていること。

7 法第四十七条の二第三項第四号に規定する政令で定める計画は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十七条第三項の認定を受けた計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）が増改築に係る計画である場合の当該計画とし、同号に規定する政令で定めるものは、当該増改築に係る計画に係る特別特定建築物（その増改築に係る部分に限る。）とする。

8 略

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）

第三十九条の五 略

2 略

28 法第六十五条の四第一項第十九号に規定する特定旅客施設、一般交通用施設又は公共施設の設置をする者で同号に規定する政令で定める者は、国、地方公共団体、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促

降機が設置されているときは、第一号に掲げる要件）とする。

一 略

二 法第四十七条の二第三項第四号に規定する計画に係る特別特定建築物に昇降機（その構造及び配置が高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第六条第三項の認定に係る同項第一号に規定する基準に適合するものに限る。）が設置されていること。

7 法第四十七条の二第三項第四号に規定する政令で定める計画は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第八条に規定する計画が増改築に係る計画である場合の当該計画とし、同号に規定する政令で定めるものは、当該増改築に係る計画に係る特別特定建築物（その増改築に係る部分に限る。）とする。

8 略

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）

第三十九条の五 略

2 略

28 法第六十五条の四第一項第十九号に規定する特定旅客施設、一般交通用施設又は公共施設の設置をする者で同号に規定する政令で定める者は、国、地方公共団体、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を

<p>進に関する法律第三十九条第一項に規定する公共交通事業者等（同法第二条第四号イ及びロに掲げる者並びに同号ハに規定する一般乗合旅客自動車運送事業者に限る。）及び国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体によりその資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上が出資されている法人とする。</p> <p>29 ～ 33 略</p> <p>（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等） 第三十九条の六十 略</p> <p>2 ～ 6 略</p> <p>7 法第六十八条の三十一第二項の表の第五号の中欄に規定する政令で定めるものは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合する航空機として財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。</p> <p>8 ～ 10 略</p>	<p>利用した移動の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項に規定する公共交通事業者等（同法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる者に限る。）及び国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体によりその資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上が出資されている法人とする。</p> <p>29 ～ 33 略</p> <p>（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等） 第三十九条の六十 略</p> <p>2 ～ 6 略</p> <p>7 法第六十八条の三十一第二項の表の第五号の中欄に規定する政令で定めるものは、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第四条第一項に規定する移動円滑化基準に適合する航空機として財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。</p> <p>8 ～ 10 略</p>
---	--

改正案	現行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇三十二 略</p> <p>三十三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第四十六条及び第五十条第四項</p> <p>2・3 略</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇三十二 略</p> <p>2・3 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（<u>第二十三号</u>にあつては、<u>建築主事を置く市</u>）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十四 略</p> <p>（削る）</p> <p><u>十五～二十二</u> 略</p> <p><u>二十三</u> 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）<u>第十五条第二項</u></p> <p><u>二十四～三十一</u> 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十四 略</p> <p><u>十五</u> 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）<u>第四条第二項</u></p> <p><u>十六～二十三</u> 略</p> <p><u>二十四～三十一</u> 略</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあっては当該市（第十九号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十二 略</p> <p>（削る）</p> <p>十三〽十八 略</p> <p>十九 高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項</p> <p>二十〽二十八 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあっては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十二 略</p> <p>十三 高年齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項</p> <p>十四〽十九 略</p> <p>二十〽二十八 略</p> <p>2 略</p>

○ 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第一号、第二号及び第十一号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 六 略</p> <p>（削る）</p> <p>七 十 略</p> <p>十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項</p> <p>十二・十三 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第一号、第二号及び第七号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項</p> <p>八 十一 略</p> <p>十二・十三 略</p>

○ 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）（抄）
 （附則第十一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三条第一項に規定する政令で定める事業） 第一条の二 法第三条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一～八 略</p> <p>九 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）<u>第二条第十七号に規定する特別特定建築物に係る同条第十八号に規定する建築物特定施設を整備する事業</u>で同法<u>第十七条第三項の認定を受けた計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）</u>に基づいて行われるもの</p> <p>十～十二 略</p>	<p>（法第三条第一項に規定する政令で定める事業） 第一条の二 法第三条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一～八 略</p> <p>九 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる<u>特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）<u>第二条第三号に規定する特別特定建築物に係る同条第四号に規定する特定施設を整備する事業</u></u>で同法<u>第八条に規定する計画の認定を受けた計画</u>に基づいて行われるもの</p> <p>十～十二 略</p>

○ 日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十一条 次の法令の規定については、公社を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 三十四 略</p> <p>（削る）</p> <p>三十五 略</p> <p>四十 略</p> <p>四十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項</p> <p>四十二 四十八 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十一条 次の法令の規定については、公社を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 三十四 略</p> <p>三十五 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項</p> <p>三十六 四十一 略</p> <p>四十二 四十八 略</p> <p>2 略</p>

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（附則第十三条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十四 略</p> <p>（削る）</p> <p>十五～二十一 略</p> <p>二十二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項</p> <p>二十三～二十九 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十四 略</p> <p>十五 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項</p> <p>十六～二十二 略</p> <p>二十三～二十九 略</p> <p>2 略</p>

○ 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（附則第十四条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五十七条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十五 略</p> <p>（削る）</p> <p>十六～二十 略</p> <p>二十一 高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項</p> <p>二十二～二十九 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五十七条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十五 略</p> <p>十六 高年齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項</p> <p>十七～二十一 略</p> <p>二十二～二十九 略</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十二條 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〜三十八 略</p> <p>（削る）</p> <p>三十九〜四十七 略</p> <p>四十八 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項</p> <p>四十九〜六十三 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十二條 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〜三十八 略</p> <p>三十九 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項</p> <p>四十〜四十八 略</p> <p>四十九〜六十三 略</p> <p>2・3 略</p>

○ 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）（附則第十六条関係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p style="padding-left: 2em;">一 一十六 略</p> <p style="padding-left: 2em;">（削る）</p> <p style="padding-left: 2em;">十七 一二十一 略</p> <p style="padding-left: 2em;">二十二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項</p> <p style="padding-left: 2em;">二十三 略</p> <p>2 略</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p style="padding-left: 2em;">一 一十六 略</p> <p style="padding-left: 2em;">十七 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項</p> <p style="padding-left: 2em;">十八 一二十二 略</p> <p style="padding-left: 2em;">二十三 略</p> <p>2 略</p>

○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（附則第十七条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十六 略</p> <p>（削る）</p> <p>二十七～三十二 略</p> <p>三十三 高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項</p> <p>三十四～四十三 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十六 略</p> <p>二十七 高年齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項</p> <p>二十八～三十三 略</p> <p>三十四～四十三 略</p> <p>2 略</p>

○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）（抄）（附則第十八条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十三 略</p> <p>（削る）</p> <p>十四 〓 二十二 略</p> <p>二十三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項</p> <p>二十四 〓 三十 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十三 略</p> <p>十四 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項</p> <p>十五 〓 二十三 略</p> <p>二十四 〓 三十 略</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～三百二十 略</p> <p>三百二十一 削除</p> <p>三百二十二～三百六十六 略</p> <p>三百六十七 削除</p> <p>三百六十八～四百十三 略</p> <p>四百十四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～三百二十 略</p> <p>三百二十一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）</p> <p>三百二十二～三百六十六 略</p> <p>三百六十七 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）</p> <p>三百六十八～四百十三 略</p>

改正案	現行
<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三十九 略</p> <p>四十 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行に関する事（他局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四十一 五十五 略</p> <p>2 略</p> <p>（政策課の所掌事務）</p> <p>第三十八条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事（他局及び交通消費者行政課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（交通消費者行政課の所掌事務）</p> <p>第四十九条 交通消費者行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三 略</p>	<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三十九 略</p> <p>四十 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）の施行に関する事（他局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四十一 五十五 略</p> <p>2 略</p> <p>（政策課の所掌事務）</p> <p>第三十八条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四 略</p> <p>（交通消費者行政課の所掌事務）</p> <p>第四十九条 交通消費者行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三 略</p>

四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事務のうち同法第二条第五号に規定する旅客施設又は同条第七号に規定する車両等における同条第二号に規定する移動等円滑化（同条第四号に規定する公共交通事業者等が講ずる措置によるものに限る。）に係るものに関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

四 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の施行に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。